令和３年度第６回五島市農業委員会総会会議議事録（公表用）

開会日時	令和３年９月２７日　午後４時００分							
閉会日時	令和３年９月２７日　午後５時２５分							
場所	五島市役所新庁舎３階大会議室							
農業委員出席委員（１７名）	１	南　忠明	２	出口　幸博	３	山﨑　早苗	４	平田　光昭
	５	荒木　富男	６	今里　誠一			８	山本　実雄
	９	小林　善孝	１０	古里　善秀	１１	寺脇　八夫	１２	長尾　五男
	１３	上村　孝幸	１４	角田　隆章	１５	尾崎　初雄	１６	本村　元
	１７	寺坂　誠一			１９	山田　勝久		
欠席委員（２名）	７	中村　耕二	１８	林　賢市				
推進委員出席委員（３名）	①	大石　勝	⑩	下村　真一	⑬	中村　誠		
欠席委員（１９名）	②	谷川　育男	③	木場　兵次	④	坂井　平人	⑤	佐々野　勇三
	⑥	田中　敏郎	⑦	千代田　武詞	⑧	畑田　幸彦	⑨	北川　美喜夫
	⑪	平山　勇市	⑫	松本　覚	⑭	道脇　実喜夫	⑮	寺内　和彦
	⑯	川端　敏広	⑰	吉谷　吾市	⑱	四辻　嘉之	⑲	新井　真二
	⑳	坂瀬　達生	㉑	竹野　真広	㉒	深松　誠		
署名委員	１１	寺脇　八夫	６	今里　誠一				
事務局	事務局長：田脇栄二　次長兼農地係長：津渡俊和　主査：阿野舞子　事務職員：浜上研人 会計年度任用職員：井川勝博							
	分室　富　江：設楽　敦　玉之浦：谷合涼三　三井楽：野口作実 岐　宿：山田康弘　奈　留：荒木善一							

	議　　題	件　　名	結　　果
上程案件及び処理結果	議案第 44 号	農地利用状況調査に係る非農地の判断について	可　　決
	議案第 45 号	農地法第 3 条の規定による許可申請について	可　　決
	議案第 46 号	農地法第 4 条の規定による許可申請に係る意見について	可　　決
	議案第 47 号	農地法第 5 条の規定による許可後の変更承認申請に係る意見について	可　　決
	議案第 48 号	農地法第 5 条の規定による許可申請に係る意見について	可　　決
	議案第 49 号	農用地利用集積計画の決定について	可　　決
	議案第 50 号	農用地利用集積計画（農地中間管理事業）の決定について	可　　決
	議案第 51 号	農用地利用配分計画（案）に対する意見について	可　　決

＝午後 4 時 00 分　開会＝

□事務局長

それでは、令和 3 年度第 6 回五島市農業委員会総会の開催にあたりまして、総会出席者数等のご報告をさせて頂きます。

本日は、7 番中村耕二委員、18 番林賢市委員より欠席の旨通知があっており、総会の出席委員は、19 名中 17 名となります。

よって、五島市農業委員会総会　会議規則第 9 条に規定しております、出席者数を満たしていることをご報告申し上げます。

また、本日の総会には農地利用最適化推進委員にも出席の案内をしており、先程の研修会に引続きまして、本日は 3 名の方に出席いただいていることを申し添えます。

それでは、これからの総会の進行を山田会長にお願い致します。

〇議長

皆さんこんにちは。

出席委員は定足数に達しました。これより、令和 3 年度第 6 回五島市農業委員会総会を開会いたします。

今回は、市内でコロナウイルス感染症患者が多数発生したことから、テレビ会議としております。

なお、テレビ会議の特性上、同時に発言すると、音声が途切れる可能性もありますので、他者の発言を遮らないよう、発言される際には、挙手をして、指名されてから発言を行うようお願いします。

○議長
　それでは、議案第44号「農地利用状況調査に係る非農地の判断について」を議題といたします。
　事務局の説明を求めます。

□事務局
　はい、議長。
　議案第44号農地利用状況調査に係る非農地の判断についてご説明いたします。1ページをご覧ください。
　農業委員会は、毎年1回農地法第30条に基づく農地利用状況調査を実施し、遊休農地の所有者等に対し、農地法第32条に定める意向調査を実施することとなっております。手続きの流れとしましては、利用状況調査の結果をもとに、その土地が『農地法の運用について　第4（3)』に示される農地に該当するか否かの判断基準に基づき、五島市では地区協議会において判断を行なっております。その後、農業委員会総会での議決を経て所有者等及び関係機関への通知を行うこととなります。2、3ページをご覧ください。
　今月行われました各地区協議会において対象地の現況確認と農地・非農地の判断を行っていただいた結果を掲載しております。
　今回非農地と判断されたものは、田5筆、畑11筆、樹園地1筆で、面積は20,505㎡となっております。
　4月からの累計は、田45筆、畑77筆、樹園地6筆で合計面積は109,763㎡となっております。以上です。

○議長
　質疑を行います。
　―質疑応答―
　質疑はございませんか。質疑がある方は、挙手願います。

○議長
　挙手がないようですので、質疑を終わり、採決いたします。
　議案第44号について、原案のとおり可決することに賛成の方は挙手願います。

○議長
　出席委員の過半数に達しています。
　よって、「議案第44号の農地利用状況調査に係る非農地の判断について」は、原案のとおり可決されました。

○議長
　次に、議案第45号「農地法第3条の規定による許可申請について」を議題といたします。
　事務局の説明を求めます。

□事務局
　はい、議長。
　4ページをお開きください。
　議案説明の前に農地法第3条の規定による許可申請に関する参照条文を要約してご説明

いたします。
　耕作目的で、農地を売買又は貸借する場合には、一定の要件を満たし、農業委員会の許可を受ける必要があります。
　権利移動に係る許可要件ですが、第2項の全部効率利用要件、農作業常時従事要件、下限面積要件、地域との調和要件などにより判断いたします。
　6ページをお開きください。
　議案第45号1番、
　権利：所有権移転　有償　売買
　所在：富江町　畑1筆　684㎡
　譲渡理由：長崎に居て管理できないので譲渡したい。
　譲受理由：譲り受けて経営主とともに農業に精進したい。
　9月16日に富江地区協議会において、現地調査などを行っております。農地法第3条第2項各号に該当しないため、許可すべきとの意見でありました。以上です。

○議長
　議案第45号の1番について質疑を行います。
　質疑がある方は、挙手願います。

○議長
　質疑はございませんか。
　―挙手なし―

○議長
　挙手がないようですので、採決いたします。議案第45号の1番を許可することにご賛成の方は挙手願います。
　―賛成委員は挙手―

○議長
　出席委員の過半数に達しています。よって議案第45号の1番は許可されました。

○議長
　次に、議案第45号2番を審議いたします。
　事務局の説明を求めます。

□事務局
　はい、議長。
　議案第45号2番、
　権利：所有権移転　有償　売買
　所在：岐宿町　畑2筆　1,356㎡
　譲渡理由：高齢により耕作管理できないので当該地を譲り渡す。
　譲受理由：譲り受けて営農規模を拡大する。
　9月16日に岐宿地区協議会において現地調査などを行っております。農地法第3条第2項各号に該当しないため、許可すべきとの意見でありました。以上です。

○議長

議案第45号2番について質疑を行います。
質疑がある方は、挙手願います。

〇議長
質疑はございませんか。
—挙手なし—

〇議長
挙手がないようですので、採決いたします。
議案第45号2番を許可することにご賛成の方は挙手願います。
—賛成委員は挙手—

〇議長
出席委員の過半数に達しています。よって議案第45号の2番は許可されました。

〇議長
次に、議案第45号の3番を審議いたします。
事務局の説明を求めます。

□事務局
はい、議長。
議案第45号3番、
権利：所有権移転　有償　売買
所在：岐宿町　畑1筆　800㎡
譲渡理由：高齢により耕作管理できないので当該地を譲り渡す。
譲受理由：譲り受けて営農規模を拡大する。
9月16日に岐宿地区協議会において現地調査などを行っております。農地法第3条第2項各号に該当しないため、許可すべきとの意見でありました。以上です。

〇議長
議案第45号の3番について質疑を行います。
質疑がある方は、挙手願います。

〇議長
質疑はございませんか。
—挙手なし—

〇議長
挙手がないようですので、採決いたします。
議案第45号の3番を許可することにご賛成の方は挙手願います。
—賛成委員は挙手—

〇議長
出席委員の過半数に達しています。よって議案第45号の3番は許可されました。

○議長
　次に、議案第 45 号の 4 番を審議いたします。
　事務局の説明を求めます。

□事務局
　はい、議長。
　議案第 45 号 4 番、
　権利：所有権移転　有償　売買
　所在：岐宿町　畑 1 筆　1,412 ㎡
　譲渡理由：高齢により耕作管理できないので当該地を譲り渡す。
　譲受理由：譲り受けて営農規模を拡大する。
　9 月 16 日に岐宿地区協議会において現地調査などを行っております。農地法第 3 条第 2 項各号に該当しないため、許可すべきとの意見でありました。以上です。

○議長
　議案第 45 号の 4 番について質疑を行います。

○議長
　質疑はございませんか。
　質疑がある方は、挙手願います。
　―挙手なし―

○議長
　挙手がないようですので、採決いたします。議案第 45 号の 4 番を許可することにご賛成の方は挙手願います。
　―賛成委員は挙手―

○議長
　出席委員の過半数に達しています。よって議案第 45 号の 4 番は許可されました。

○議長
　次に、議案第 46 号「農地法第 4 条の規定による許可申請に係る意見について」を審議いたします。
　事務局の説明を求めます。

□事務局
　はい、議長。
　議案説明の前に農地法第 4 条及び第 5 条の規定による許可申請に関する参照条文を要約して説明します。7 から 8 ページをご覧ください。
　農地の転用は農地以外にするため、又は、採草放牧地以外のものにするために権利を設定し又は移転する場合には、都道府県知事の許可を受けなければならない。
　許可基準は、立地基準と一般基準のこの 2 つの基準を満たす場合に限り許可することができる。
　立地基準は、農用地区域内の農地と甲種農地及び第 1 種農地については、原則として転用を許可することはできないが、農業用施設等に供する場合は許可することができる。

市街地化が見込まれる区域内にある第2種農地については、申請に係る農地に代えて周辺の土地を供することにより、当該申請に係る事業の目的を達成することができると認められる場合以外は許可できるとなっております。
また、市街地化の傾向が著しい区域内にある第3種農地は原則として許可できる。
一般基準は、申請目的実現の確実性、周辺農地の営農条件への支障、一時転用、土地改良事業受益地からの除外である場合の取扱い、農用地区域からの除外について、です。

それでは、9ページの議案第46号の1番をご説明いたします。
本案は、転用目的が農業用施設で、地域の農業振興や個人の農業経営上必要不可欠なものに該当し、原状回復は困難で、また、当該違反案件が周辺農地の営農に支障を与えることはなく「簡易手続き相当の違反案件の基準」に該当するため、追認許可相当と判断されます。
所在、申請人、転用目的、申請事由につきましては、議案書のとおりです。
申請地は、現状のまま利用し、すでに農業用倉庫1棟が建設されており転用完了時から現在に至るまで土砂等流失や崩壊は無く、また、近傍農地への日照・通風・耕作等にも影響は無く、今後も被害の発生の恐れは無いと思われます。本案は、農地区分が農用地区域内の農地となっておりますが、農業振興地域整備計画において指定された用途に供するために行われるものについては、例外的に許可をすることができるとなっており、令和3年7月30日に用途が農業用施設用地に用途変更をされております。以上です。

〇議長
次に、議案第46号に対する三井楽地区協議会会長の報告を求めます。

□三井楽地区協議会会長
（登壇）
三井楽地区協議会の予備審議結果を報告いたします。
ただいま議題となりました、議案第46号の1番について、当協議会は去る9月16日、現地調査を行いましたので、その結果をご報告いたします。
本案の申請地は、農地法第4条の農地転用許可基準により、許可相当とすべきものと決しました。
以上で三井楽地区協議会の報告を終ります。
（降壇）

〇議長
三井楽地区協議会会長の報告に対し質疑を行います。
質疑がある方は、挙手願います。

〇議長
挙手がないようですので、質疑を終わります。
議案第46号に対する三井楽地区協議会会長の報告は、許可相当であります。
報告のとおり、許可相当とすることに賛成の方は挙手願います。
―賛成委員は挙手―

〇議長
出席委員の過半数に達しています。

よって、議案第46号は、許可相当と決しました。

○議長

次に、議案第47号「農地法第5条の規定による許可後の変更申請に係る意見について」を審議いたします。

なお、議案第47号と議案第48号については、それぞれ関連することから、同時に審議します。

はじめに、議案第47号の1番及び議案第48号の1番を審議します。

なお、議案第47号の1番から議案第48号の3番までについては、1番南忠明委員より農業委員会等に関する法律第31条の規定に該当するため、退席したい旨の申し出があっておりますので、これを許します。

－1番退席－

事務局の説明を求めます。

□事務局

はい、議長。

10から11ページをご覧ください。農地法第5条の参照条文については、農地法第4条参照条文のとおりであります。説明は省略させていただきます。

12から15ページをご覧ください。議案第47号の1番と2番及び議案第48号の1番と2番につきましては、関連がありますのでまとめてご説明いたします。

それでは、12ページの議案第47号の1番をご説明いたします。

本案は、昭和57年1月25日付けで住宅用地として農地法第5条の転用許可を得た案件でありますが、当初申請者が死亡したことにより、転用目的を変更し承継者による駐車場用地として農地法第5条の規定による許可後の計画変更承認申請であります。

土地の所在、承継者、当初計画者、用途につきましては、議案書のとおりです。

続きまして、14ページの議案第48号の1番をご説明いたします。

権利、所在、譲渡人、譲受人、転用目的、申請事由につきましては、議案書のとおりです。

申請地は、農業振興地域外で、都市計画区域内の第1種低層住居専用地域に用途設定された第3種農地となっております。

申請地は、原状のまま利用し、土砂等の流失や崩壊の恐れは無いと思われます。また、雨水排水は自然流下とし、汚水・生活雑排水の発生はありません。以上です。

○議長

次に、本案に対する福江地区協議会会長の報告を求めます。

□福江地区協議会会長代理

（登壇）

福江地区協議会の予備審議結果を報告いたします。

ただいま議題となりました、議案第47号の1番及び議案第48号の1番について、当協議会は去る9月16日、現地調査を行いましたので、その結果をご報告いたします。

議案第47号の1番及び議案第48号の1番の申請地は、農地法第5条の農地転用許可基準により、議案第47号の1番は、承認相当及び議案第48号の1番は、許可相当とすべきものと決しました。以上で福江地区協議会の報告を終ります。

（降壇）

〇議長
福江地区協議会会長代理の報告に対し質疑を行います。
質疑がある方は、挙手願います。

〇議長
挙手がないようですので、質疑を終わり採決します。
議案第 47 号の 1 番に対する福江地区協議会会長代理の報告は承認相当、議案第 48 号の 1 番に対する福江地区協議会会長代理の報告は、許可相当であります。
報告のとおり、それぞれ、承認相当及び許可相当とすることに賛成の方は挙手願います。
―賛成委員は挙手―

〇議長
出席委員の過半数に達しています。
よって、議案第 47 号の 1 番は承認相当、議案第 48 号の 1 番は、許可相当と決しました。

〇議長
つづきまして、議案第 47 号の 2 番と議案 48 号の 2 番を審議します。
事務局の説明を求めます。

□事務局
はい、議長。
それでは、13 ページの議案第 47 号の 2 番をご説明いたします。
本案は、平成 3 年 1 月 25 日付けで住宅用地と温室用地して農地法第 5 条の転用許可を得た案件でありますが、当初申請者の体調不良により事業を行うことができず当該転用事業を必要としなくなったため、転用目的を変更し承継者による保養施設用地として農地法第 5 条の規定による許可後の計画変更承認申請であります。
土地の所在、承継者、当初計画者、用途につきましては、議案書のとおりです。
続きまして、15 ページをご覧ください。議案第 48 号の 2 番をご説明いたします。
権利、所在、譲渡人、譲受人、転用目的、申請事由につきましては、議案書のとおりです。
申請地は、農業振興地域内の農用地区域外にあり、中山間地域等に存在する農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い第 2 種農地であります。
申請地は、原状のまま利用し、隣接地境界には、コンクリート擁壁を設置する計画となっており、土砂等の流失や崩壊の恐れは無いと思われます。建物の高さを加減することにより日照、通風等に影響はないと思われ、近隣の営農に支障はないと思われます。また、雨水排水は自然流下とし、汚水・生活雑排水については合併浄化槽で処理し道路側溝に排水する計画となっております。以上です。

〇議長
次に、本案に対する崎山地区協議会会長の報告を求めます。

□崎山地区協議会会長
（登壇）

崎山地区協議会の予備審議結果を報告いたします。
ただいま議題となりました、議案第47号の2番及び議案第48号の2番について、当協議会は去る9月16日、現地調査を行いましたので、その結果をご報告いたします。
議案第47号の2番及び議案第48号の2番の申請地は、農地法第5条の農地転用許可基準により、議案第48号の2番は、承認相当及び議案第48号の2番は、許可相当とすべきものと決しました。以上で崎山地区協議会の報告を終ります。
（降壇）

○議長
崎山地区協議会会長の報告に対し質疑を行います。
質疑がある方は、挙手願います。

○議長
挙手がないようですので、質疑を終わり採決します。
議案第47号の2番に対する崎山地区協議会会長の報告は承認相当、議案第48号の2番に対する崎山地区協議会会長の報告は、許可相当であります。
報告のとおり、それぞれ、承認相当及び許可相当とすることに賛成の方は挙手願います。
―賛成委員は挙手―

○議長
出席委員の過半数に達しています。
よって、議案第47号の2番は承認相当、議案第48号の2番は、許可相当と決しました。

○議長
つづきまして、議案第48号の3番を審議します。
事務局の説明を求めます。

□事務局
はい、議長。
次に、16ページをご覧ください。議案第48号の3番をご説明いたします。
申請地は、昭和39年に農地転用の許可を得ず通路に転用し、五島自動車㈱が所有する不動産を見直す過程で本件農地の利用が違反転用にあたることが判明した次第です。本案は、非農地化の原因が人為的なものであり、かつ、20年以上引き続き非農地である土地であります。原状回復は困難で、また、当該違反案件が周辺農地の営農に支障を与えることはなく「簡易手続き相当の違反案件の基準」に該当するため、追認許可相当と判断されます。
権利、所在、譲渡人、譲受人、転用目的、申請事由につきましては、議案書のとおりです。
申請地は、農業振興地域外で都市計画区域内の準住居地域に用途設定された第3種農地であります。申請地は、原状のまま利用し、すでに通路として利用されており転用完了時から現在に至るまで土砂等流失や崩壊は無く、また、近傍農地への日照・通風・耕作等にも影響は無く、今後も被害の発生の恐れは無いと思われます。雨水排水は、敷地内で自然流下する計画となっております。以上です。

○議長
次に、本案に対する福江地区協議会会長の報告を求めます。

□福江地区協議会会長代理
（登壇）
福江地区協議会の予備審議結果を報告いたします。
ただいま議題となりました、議案第48号の3番について、当協議会は去る9月16日、現地調査を行いましたので、その結果をご報告いたします。
本案について申請地は、農地法第5条の農地転用許可基準により、許可相当とすべきものと決しました。以上で福江地区協議会の報告を終ります。
（降壇）

○議長
福江地区協議会会長代理の報告に対し質疑を行います。
質疑がある方は、挙手願います。

○議長
挙手がないようですので、質疑を終わり採決します。
議案第48号の3番に対する福江地区協議会会長代理の報告は、許可相当であります。
報告のとおり、許可相当とすることに賛成の方は挙手願います。
―賛成委員は挙手―

○議長
出席委員の過半数に達しています。
よって、議案第48号の3番は、許可相当と決しました。
1番　南忠明委員の除斥を解き、出席を求めます。
－1番出席－

○議長
つづきまして、議案第48号の4番から9番を審議します。
事務局の説明を求めます。

□事務局
はい、議長。
それでは、17ページをご覧ください。議案第48号の4番をご説明いたします。
権利、所在、譲渡人、譲受人、転用目的、申請事由につきましては、議案書のとおりです。
申請地は、農業振興地域外で都市計画区域内の第1種住居地域に用途設定された第3種農地であります。
申請地は、駐車場部分のみ用地を約1.2m切土による造成を実施し、境界周囲は擁壁を設置するので土砂等の流失や崩壊の恐れは無いと思われます。当該申請地の周囲は、宅地化が進んでおり近隣に耕作している農地は無く、近隣の営農に支障は及びません。また、雨水排水は自然流下とし、汚水・生活雑排水については合併浄化槽で処理し道路側溝に排水する計画となっております。

次に18ページをご覧ください。議案第48号の5番をご説明いたします。
所在、譲受人、譲渡人、転用目的、申請事由につきましては、議案書のとおりです。

申請地は、農業振興地域内の農用地区域外にあり、おおむね10ヘクタール未満の規模の区域内にある農地で、市街地化が見込まれる区域内にある第2種農地であります。
申請地は、現状のまま利用し、土砂等の流失や崩壊の恐れはないと思われます。
雨水排水は、敷地内で自然流下とし、汚水・生活雑排水の発生はございません。

次に19ページをご覧ください。議案第48号の6番をご説明いたします。
所在、譲受人、譲渡人、転用目的、申請事由につきましては、議案書のとおりです。
申請地は、農業振興地域内の農用地区域外にあり、おおむね10ヘクタール未満の規模の区域内にある農地で、市街地化が見込まれる区域内にある第2種農地であります。
申請地は、現状のまま利用し、土砂等の流失や崩壊の恐れはないと思われます。
雨水排水は、敷地内で自然流下とし、汚水・生活雑排水の発生はございません。

次に20ページをご覧ください。議案第48号の7番をご説明いたします。
権利、所在、譲渡人、譲受人、転用目的、申請事由につきましては、議案書のとおりです。
申請地は、農業振興地域内の農用地区域外で、市役所等の支所からおおむね300m以内にある第3種農地となっております。
申請地は、原状のまま利用し、土砂等の流失や崩壊の恐れは無いと思われます。建物は平屋建で日照、通風等に影響はないと思われ、近隣の営農に支障はないと思われます。また、雨水排水は自然流下とし、汚水・生活雑排水については合併浄化槽で処理し道路側溝に排水する計画となっております。

次に21ページをご覧ください。議案第48号の8番をご説明いたします。
所在、譲受人、譲渡人、転用目的、申請事由につきましては、議案書のとおりです。
申請地は、農業振興地域内の農用地区域外にあり、中山間地域等に存在する農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い第2種農地であります。
申請地は、現状のまま利用し、土砂等の流失や崩壊の恐れはないと思われます。また、ソーラーパネル240枚の発電能力49.5ｋｗの太陽光発電所を1基設置して九州電力へ売電する計画となっております。また、雨水排水は、敷地内で自然流下とし、汚水・生活雑排水の発生はございません。

最後に22ページをご覧ください。議案第48号の9番をご説明いたします。
所在、譲受人、譲渡人、転用目的、申請事由につきましては、議案書のとおりです。
申請地は、農業振興地域内の農用地区域外にあり、中山間地域等に存在する農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い第2種農地であります。
申請地は、切土を最高2.3m最低1.2mの土地造成を施工し、土留め工事を実施する計画なので土砂等の流失や崩壊の恐れはないと思われます。近隣に耕作している農地がなく、営農等への影響はないと思われます。また、雨水排水は、敷地内で自然流下とし、汚水・生活雑排水については合併浄化槽で処理し道路側溝に排水する計画となっております。以上です。

○議長
次に、議案に対する各地区協議会会長の報告を求めます。
質疑はそれぞれ、各地区協議会会長報告のあとに行います。
はじめに、議案第48号の4番に対する福江地区協議会会長の報告を求めます。

□福江地区協議会会長
（登壇）
福江地区協議会の予備審議結果を報告いたします。
ただいま議題となりました、議案第48号の4番について、当協議会は去る9月16日、現地調査を行いましたので、その結果をご報告いたします。
本案について申請地は、農地法第5条の農地転用許可基準により、許可相当とすべきものと決しました。以上で福江地区協議会の報告を終ります。
（降壇）

○議長
福江地区協議会会長の報告に対し質疑を行います。
質疑がある方は、挙手願います。

○議長
挙手がないようですので、つづきまして、議案第48号の5番に対する本山・大浜地区協議会会長の報告を求めます。

□本山・大浜地区協議会会長（長尾委員）
（登壇）
本山・大浜地区協議会の予備審議結果を報告いたします。
ただいま議題となりました、議案第48号の5番について、当協議会は去る9月16日、現地調査を行いましたので、その結果をご報告いたします。
本案について申請地は、農地法第5条の農地転用許可基準により、許可相当とすべきものと決しました。以上で本山・大浜地区協議会の報告を終ります。
（降壇）

○議長
本山・大浜地区協議会会長の報告に対し質疑を行います。
質疑がある方は、挙手願います。

○議長
挙手がないようですので、つづきまして、議案第48号の6番及び7番に対する富江地区協議会会長の報告を求めます。

□富江地区協議会会長
（登壇）
富江地区協議会の予備審議結果を報告いたします。
ただいま議題となりました、議案第48号の6番及び7番について、当協議会は去る9月16日、現地調査を行いましたので、その結果をご報告いたします。
議案第48号の6番及び7番について申請地は、農地法第5条の農地転用許可基準により、許可相当とすべきものと決しました。以上で富江地区協議会の報告を終ります。
（降壇）

○議長

富江地区協議会会長の報告に対し質疑を行います。
質疑がある方は、挙手願います。

○議長
挙手がないようですので、つづきまして、議案第48号の8番に対する三井楽地区協議会会長の報告を求めます。

□三井楽地区協議会会長
（登壇）
三井楽地区協議会の予備審議結果を報告いたします。
ただいま議題となりました、議案第48号の8番について、当協議会は去る9月16日、現地調査を行いましたので、その結果をご報告いたします。
本案について申請地は、農地法第5条の農地転用許可基準により、許可相当とすべきものと決しました。以上で三井楽地区協議会の報告を終ります。
（降壇）

○議長
三井楽地区協議会会長の報告に対し質疑を行います。
質疑がある方は、挙手願います。

○議長
挙手がないようですので、つづきまして、議案第48号の9番に対する岐宿地区協議会会長の報告を求めます。

□岐宿地区協議会会長
（登壇）
岐宿地区協議会の予備審議結果を報告いたします。
ただいま議題となりました、議案第48号の9番について、当協議会は去る9月16日、現地調査を行いましたので、その結果をご報告いたします。
本案について申請地は、農地法第5条の農地転用許可基準により、許可相当とすべきものと決しました。以上で岐宿地区協議会の報告を終ります。
（降壇）

○議長
岐宿地区協議会会長の報告に対し質疑を行います。
質疑がある方は、挙手願います。

○議長
挙手がないようですので、質疑を終わり、採決は一括して行います。
議案第48号の4番から9番に対する各地区協議会会長の報告は、許可相当であります。
報告のとおり、許可相当とすることに賛成の方は挙手願います。
―賛成委員は挙手―

○議長
出席委員の過半数に達しています。

よって、議案第48号4番から9番は、許可相当と決しました。

〇議長

次に、議案第49号「農用地利用集積計画の決定について」を議題といたします。

事務局の説明を求めます。

□事務局

はい、議長。

議案説明の前に利用権の設定等を受ける者の要件等について要約してご説明いたします。

23、24ページをご覧ください。

農業経営基盤強化促進法における利用権設定等促進事業とは、農地を効率的に利用するため、地域の認定農業者や担い手に対し、農地の貸付け等を行う事業であり、設定等を受ける者は、農用地のすべてを効率的に耕作すること、農作業に常時従事すること等の要件を満たす必要がございます。なお、利用権の設定等を受ける者が、利用権の設定等を受けた後、耕作に必要な農作業に常時従事すると認められない者である場合であっても、その者が『農用地のすべてを効率的に耕作すること』、また『地域の農業者との適切な役割分担の下に農業経営を行うことが見込まれること』、更にその者が法人である場合には『業務執行役員のうち1人以上の者が耕作の事業に常時従事すること』との要件を満たせば、解除条件付きの貸借ではありますが、農地を利用する権利を取得することができるようになっております。

それでは、議案についてご説明いたします。25ページをご覧ください。

1番、申請地：畑1筆、1,788㎡、新規で、契約内容は賃貸借権となっております。

2番、申請地：畑1筆、2,308㎡、新規で、契約内容は賃貸借権となっております。

3番1、申請地：畑1筆、967㎡、こちらは共有持ち分の全員の同意によるものです。

3番2、申請地：畑1筆、1,786㎡、こちらは共有持ち分の過半の同意によるものです。

3番3、申請地：畑2筆、2,494㎡、以上、3番1から3番3につきましては、新規で、契約内容は賃貸借権となっております。

4番1、申請地：畑3筆、8,994㎡

4番2、申請地：畑3筆、3,536㎡、以上、4番1、4番2につきましては、更新で、契約内容は使用貸借権となっております。

5番1、申請地：畑2筆、2,593㎡

5番2、申請地：畑7筆、6,965㎡、以上、5番1、5番2につきましては、更新で、契約内容は使用貸借権となっております。

6番、申請地：畑4筆、5,136㎡、更新で、契約内容は賃貸借権となっております。

7番、申請地：畑3筆、9,788㎡、更新で、契約内容は賃貸借権となっております。

8番1、申請地：畑1筆、1,998㎡、こちらは共有持ち分の過半の同意によるものです。

8番2、申請地：畑1筆、3,877㎡、

8番3、申請地：畑4筆、10,029㎡、

8番4、申請地：畑2筆　3,104㎡、こちらは共有持ち分の過半の同意によるものです。

以上、8番1から8番4につきましては、8番3, 8番4が新規、外2件が更新で、契約内容は解除条件付き賃貸借権となっております。

9番1、申請地：田2筆、畑1筆、6,340㎡、

9番2、申請地：田1筆、1,525㎡、

以上、9番1、9番2につきましては、更新で、契約内容は、9番1が使用貸借権、他1件が賃貸借権となっております。

10番、申請地：田1筆、3,499㎡、新規で、契約内容は賃貸借権となっております。

続きまして、所有権移転をご説明します。
11番、申請地：畑1筆　2,466㎡、契約内容は売買となっております。
以上、申請番号1番から11番につきましては、農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想第4の1の(1)の①の各要件を満たしていると考えます。以上です。

○議長
質疑を行います。
質疑がある方は、挙手願います。

○議長
挙手がないようですので、質疑を終わり、採決いたします。
議案第49号、貸借権設定の1番から10、および所有権移転の11番は原案どおり可決してよろしいでしょうか。
可決することに賛成の方は、挙手願います。
―賛成委員は挙手―

○議長
出席委員の過半数に達しています。
よって、議案第49号、貸借権設定の1番外17件、所有権移転の11番は、すべて原案のとおり可決されました。

○議長
次に、議案第50号「農用地利用集積計画（農地中間管理事業）の決定について」を議題といたします。
事務局の説明を求めます。

□事務局
はい、議長。
参照条文につきましては、議案第49号で説明したとおりでございますので省略いたします。
1番1、申請地：畑1筆、1,692㎡
1番2、申請地：畑1筆、3,259㎡
1番3、申請地：畑1筆、2,152㎡
1番4、申請地：畑3筆、5,710㎡
1番5、申請地：田1筆、3,147㎡
1番6、申請地：畑3筆、8,494㎡
1番7、申請地：畑1筆、3,111㎡
1番8、申請地：畑2筆、1,260㎡
1番9、申請地：畑2筆、7,074㎡
以上、1番1から1番9につきましては、契約内容は全て賃貸借権となっております。
1番各号につきましては、農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想第4の1の(1)の①の各要件を満たしていると考えます。以上です。

○議長
　質疑を行います。質疑がある方は、挙手願います。

○議長
　挙手がないようですので、質疑を終わり、採決いたします。
　議案第50号、貸借権設定の1番1から1番9は、原案どおり可決してよろしいでしょうか。可決することに賛成の方は、挙手願います。
　―賛成委員は挙手―

○議長
　出席委員の過半数に達しています。
　よって、議案第50号の貸借権設定の1番1外8件については、すべて原案のとおり可決されました。

○議長
　次に、議案第51号「農用地利用配分計画（案）に対する意見について」を議題といたします。
　事務局の説明を求めます。

□事務局
　はい、議長。
　それでは、農用地利用配分計画について要約してご説明いたします。37ページをご覧ください。
　農地中間管理事業の推進に関する法律において、農地中間管理機構は、農地中間管理権を有する農用地等について、利用権の設定又は移転を行おうとするときは、農用地利用計画を定め、都道府県知事の認可を受けなければならないとなっております。
　また、農地中間管理機構は、市町村に対し計画案を作成し、機構への提出を求めることができるとなっております。さらに、市町村は計画案の作成にあたり農業委員会の意見を聴くものとするとなっております。
　今回議案としておりますのは、先程可決いただきました議案第50号1番各号の利用権設定に係る配分計画であります。
　それでは議案についてご説明いたします。38ページをご覧ください。
　1番1、申請地：畑1筆、1,692㎡、
　1番2、申請地：畑1筆、3,259㎡、
　1番3、申請地：畑1筆、2,152㎡、
　以上、1番1から1番3の契約内容につきましては、契約内容は全て賃貸借権となっております。
　2番1、申請地：畑3筆、5,710㎡、
　2番2、申請地：畑1筆、3,111㎡、
　2番3、申請地：畑2筆、7,074㎡、
　以上、2番1から2番3の契約内容につきましては、契約内容は全て賃貸借権となっております。
　3番、申請地：田1筆、3,147㎡、契約内容は賃貸借権となっております。
　4番、申請地：畑2筆、5,077㎡、契約内容は賃貸借権となっております。
　5番、申請地：畑7筆、10,558㎡、契約内容は賃貸借権となっております。

6番、申請地：畑3筆、8,494㎡、契約内容は賃貸借権となっております。
7番、申請地：畑2筆、1,260㎡、契約内容は賃貸借権となっております。
以上、1番1から7番の配分計画案につきましては、適当であると考えます。以上です。

○議長
質疑を行います。
質疑がある方は、挙手願います。

○議長
挙手がないようですので、採決いたします。
議案51号1番1から7番については、適当であるとの意見であります。
原案のとおり適当であるとの意見とすることに賛成の方は、挙手願います。
―賛成委員は挙手―

○議長
出席委員の過半数に達しています。
よって、議案第51号1番1外10件は、適当であるとの意見に決しました。

○議長
議題は以上で終了いたしました。

○議長
次に報告・協議事項に入ります。
始めに、ながさき農業委員会1・1・1運動の各対策班の報告を行います。

□事務局
ー会議等報告・予定他についてー
1.ながさき農業委員会1・1・1運動の各対策班報告について
2.会議等報告・予定について
3.農地所有適格法人要件確認について
4.その他

○議長
以上で本日の日程は、すべて終了いたしました。
これをもちまして、令和3年度第6回五島市農業委員会総会を閉会いたします。

＝午後5時25分　閉会＝